

広島県水道広域連合企業団職員定数条例をここに公布する。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第3号

広島県水道広域連合企業団職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、議会、企業長、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、370人とする。

(定数外職員)

第3条 次に掲げる職員は、予算の範囲内において前条に規定する定数の外に置くことができる。

- (1) 休職を命ぜられている職員
- (2) 療養を命ぜられている職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。